

那覇市パートナーシップ制度への取り組みについて

はいたい ぐすーよー ちゅーうがなびら。

本日は、「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」を策定いたしましたので、市民の皆様にご報告いたします。

本市では申請に基づき、「戸籍上の性別が同じである 2 人」が互いを人生のパートナーとするパートナーシップ登録を行い、証明書を交付する取り組みを今月から開始いたします。

今回のパートナーシップ制度の導入は、当事者の方々から「存在が社会的に容認されると感じられ、精神的な支えになる」との早期導入を求める声に応えるものでございます。

策定にあたりましては、制度を導入している先進自治体への視察、市の附属機関である「那覇市男女共同参画会議」での審議を経ながら、内容を検討してまいりました。また「性の多様性の尊重」についての連携・協力に関する協定に基づき、琉球大学大学院法務研究科より、法的なアドバイスも受けております。

本制度は、法的な効力を有するものではございませんが、本市では市営住宅の入居申し込みや医療機関での手続き等での活用について、関係機関と調整を進めてまいります。

また、いくつかの民間企業では、行政機関発行のパートナーシップに関する証明書等の提示があれば、受けられるサービスの提供をスタートさせております。

皆様ご承知のとおり、昨年 7 月には「性の多様性を尊重する都市・なは」を宣言しているように、本市では性の多様性は人権として尊重されるべきものだと考えております。

市民の皆様におかれましては、誰もが差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らすことのできるまちづくりのため、ご理解とご協力を賜りますよう、ゆたさるぐとう うにげーさびら。

いっぺー にふえーでーびる。